窯業製品、土石製品及び建材	プラスチック製品	プラスチック製品（電線被覆及びプラスチック製履物を除く。）	フィルム・シート	従事者五十名以上のもの		プラスチック製品月報	二部	翌十日月	都道府県知事	翌十五日月
			合成皮革							
			パイプ							
			継手							
			機械器具部品（照明用品を含む。）							
			日用品・雑貨							
			容器							
			建材							
			発泡製品							
			強化製品							
			浴槽							
			浄化槽							
			その他							
	セメント及びセメント製品	セメントクリンカ		全部		セメント・セメント製品月報	一部	翌十五日月	経済産業大臣	
		セメント製品	遠心力鉄筋コンクリート製品	セメント又はクリンカを生産するものであって従事者三十名以上のもの						
			空洞コンクリートブロック							
			護岸用コンクリートブロック							
			道路用コンクリート製品							
			プレストレストコンクリート製品	右以外のものであって従事者三十名以上のもの			二部	翌十日月	都道府県知事	翌十五日月
			木材セメント板							
			気泡コンクリート製品							
	ガラス及びガラス製品	板ガラス		全部		板ガラス・安全ガラス・複層ガラス及びガラス繊維月報	一部	翌十五日月	経済産業大臣	
		安全ガラス								
		複層ガラス								
		ガラス繊維								
	その他の窯業製品、土石製品及び建材	耐火れんが・不定形耐火物		全部		耐火れんが・不定形耐火物月報	一部	翌十五日月	経済産業大臣	
		せっこうボード		全部		ボード・パネル月報	一部	翌十五日月	経済産業大臣	
		繊維板								
		パーティクルボード								
		プレハブ建築用パネル								